



販路開拓に取り組む小規模事業者の方！

展示会出展、DM、折込広告、パンフレット、店舗改装といった販路開拓等にかかる費用に対して補助金がもらえることをご存じですか？

小規模事業者持続化補助金（＝持続化補助金）

小規模事業者が経営計画を作成した上で行う

販路開拓の取組みを支援する補助金です。公募要領をチェック➡



どんな事業者が使えるの？（補助対象者）

下記に該当する小規模事業者（個人、または法人）であること

商業・サービス業(宿泊業・娯楽業除く) 小売店、飲食店、美容院、自動車整備業 等	常時使用する従業員の数 5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数 20人以下
製造業その他 製造業、建設業等	常時使用する従業員の数 20人以下



補助金額や補助率は？

下記の種類のいずれか 1 つの枠のみ申請できます

類型	①通常枠	②賃金引上げ枠	③卒業枠	④後継者支援枠	⑤創業枠	⑥インボイス枠
補助率	2/3					
補助上限	50万円	200万円				100万円



それぞれの類型の特徴は？（要件）

①通常枠	小規模事業者(個人・法人)が行う販路開拓を支援
②賃金引上げ枠	事業場内の最低賃金を地域別最低賃金より30円以上引き上げること
③卒業枠	雇用を増やすことにより、小規模事業者(上記補助対象者)の従業員数を超えること
④後継者支援枠	アトツギ甲子園においてファイナリストに選ばれた小規模事業者であること
⑤創業枠	商工会・商工会議所等が実施する「特定創業支援等事業の支援」を受けていること
⑥インボイス枠	免税事業者であった事業者が新たにインボイス発行事業者として登録すること



どんな経費が補助されるの？（対象経費）

①機械装置等費	販路開拓の遂行に必要な製造装置の購入
②広報費	新サービスや新商品を紹介するチラシ作成・配布、看板の設置等
③ウェブサイト関連費※	ウェブサイトやECサイト等の構築、更新、改修、運用に係る経費
④展示会等出展費	展示会・商談会の出展料等
⑤旅費	展示会等の会場との往復を含む旅費
⑥開発費	新商品の試作品開発等に伴う経費
⑦資料購入費	販路開拓に関連する資料・図書費
⑧雑役務費	販路開拓のために臨時的に雇用したアルバイト・派遣社員費
⑨借料	機器・設備のリース、レンタル料(所有権移転を伴わないもの)
⑩設備処分費	新サービスを行うためのスペース確保を目的とした設備処分費
⑪委託・外注費	店舗改装等、自社では実施困難な業務を第三者に依頼

※③ウェブサイト関連費は補助金総額の1/4が上限となります。

また、ウェブサイト関連費のみで申請はできません。



令和4年度の公募期間は？（スケジュール）

第10回公募：2022年12月上旬 第11回公募：2023年2月下旬

※予定は変更される場合があります。

※商工会・商工会議所の受付締切を必ず確認。



ポイント

販路開拓を行うことが必須となる補助金です。

補助金が採択される前の経費は対象となりません。

商工会・商工会議所が受付窓口となるので、まずはお近くの商工会・商工会議所に事前相談

商工会地区 の方はこちら

兵庫県商工会連合会 073-371-1362

もしくはお近くの各商工会へ

全国商工会連合会の

ホームページで詳細を確認する→



商工会議所地区 の方はこちら

補助金事務局 03-6632-1502

もしくはお近くの各商工会議所へ

商工会議所地区補助金事務局の

ホームページで詳細を確認する→



本情報は、令和4年10月1日時点の情報を掲載しております。

本件は、各営業店の担当者までお問い合わせください。支援担当者をご説明させていただきます。

※当組合は、補助金・助成金・支援策等のお客様にとって有益な情報の提供をさせていただいておりますが、当組合がお客様の申請を代行することはございません。



兵庫県信用組合



事業者向けメールマガジンのご登録はこちら